(82) 高真空で使用するように設計した管、継手、弁、ガスケットその他の装置
(83) 絞りスピニング加工機及びしごきスピニング加工機
(84) 遠心力式釣合い試験機
(85) オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器

附　則

この政令は、令和五年二月三日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○経済産業省令第六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和五年一月二十七日

経済産業大臣　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第六十号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第六十一号から第百一号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第三十二号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第三十三号から第七十三号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。
一～三十二　［略］	一～三十二　［略］
三十三　水銀	三十三　水銀
三十四　塩化バリウム	三十四　塩化バリウム
三十五　硫酸	三十五　硫酸
三十六　三・三―ジメチル―一―ブテン	三十六　三・三―ジメチル―一―ブテン
三十七　ピバルアルデヒド	三十七　ピバルアルデヒド
三十八　一―クロロ―二・二―ジメチルプロパン	三十八　一―クロロ―二・二―ジメチルプロパン
三十九　二―メチルブテン	三十九　二―メチルブテン
四十　二―クロロ―三―メチルブタン	四十　二―クロロ―三―メチルブタン
四十一　ピナコール	四十一　ピナコール
四十二　二―メチル―二―ブテン	四十二　二―メチル―二―ブテン
四十三　ブチルリチウム	四十三　ブチルリチウム
四十四　メチルマグネシウムブロミド	四十四　メチルマグネシウムブロミド
四十五　ホルムアルデヒド	四十五　ホルムアルデヒド
四十六　ジエタノールアミン	四十六　ジエタノールアミン
四十七　炭酸ジメチル	四十七　炭酸ジメチル
四十八　メチルジエタノールアミン塩酸塩	四十八　メチルジエタノールアミン塩酸塩
四十九　ジエチルアミン塩酸塩	四十九　ジエチルアミン塩酸塩
五十　ジイソプロピルアミン塩酸塩	五十　ジイソプロピルアミン塩酸塩
五十一　三―キヌクリジノン塩酸塩	五十一　三―キヌクリジノン塩酸塩
五十二　三―キヌクリジノール塩酸塩	五十二　三―キヌクリジノール塩酸塩
五十三　(R)―三―キヌクリジノール塩酸塩	五十三　(R)―三―キヌクリジノール塩酸塩
五十四　N・N―ジエチルアミノエタノール塩酸塩	五十四　N・N―ジエチルアミノエタノール塩酸塩
五十五　アンモニア	［新設］
五十六　炭化カルシウム（別名カーバイド）	［新設］
五十七　一酸化炭素	［新設］
五十八　塩化水素	［新設］
五十九　硫黄	［新設］
六十　二酸化硫黄	［新設］
六十一～百一　［略］	三十三～七十三　［略］
百二　N―（一―フェネチル―四―ピペリジル）プロピオンアニリド（別名フェンタニル）及びその塩類	［新設］